

令和4年度任用高知県公立学校再任用職員選考審査における確認票 (様式4)

所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____

※既に退職している方は退職時点での所属、職名を記入してください。

再任用選考申請にあたりましては、審査案内等を参考に下記の項目を確認して下さい。
確認できましたら、□にチェックを入れて下さい。

【再任用の任期について】

- 再任用については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間は任期となります。その任期の1年間は、継続して勤務することが、再任用の条件となりますので、健康面には、十分留意してください。健康面について、特記事項がありましたら、記入してください。

()

【年金の接続と選考について】

- 退職共済年金の支給開始年齢の段階的な引上げに応じ、下の表の受審資格【1】に該当する場合と【2】に該当する場合では年金の接続に関する考え方が異なりますので、御注意ください。

【1】に該当する場合：選考にあたっては、面接及び健康診断の結果並びに勤務実績を総合的に判断しますが、その際には年金の接続にも配慮します。

【2】に該当する場合：すでに年金支給の年齢に達している場合は、年金の接続を優先した再任用の対象となりません。

なお、年金の支給は、誕生日の前日の属する月の翌月分（誕生日が月の初日の場合は当月分）からの支給となります。

退職年度	生年月日	R4.4.1 現在年齢	年金支給 開始年齢	受審資格
平成29年度末	S32.4.2～S33.4.1	64歳	63歳	【2】年金接続を配慮しない
平成30年度末	S33.4.2～S34.4.1	63歳	63歳	【2】年金接続を配慮しない
令和元年度末	S34.4.2～S35.4.1	62歳	64歳	【1】年金接続を優先
令和2年度末	S35.4.2～S36.4.1	61歳	64歳	【1】年金接続を優先
令和3年度末	S36.4.2～S37.4.1	60歳	65歳	【1】年金接続を優先

【勤務条件について】

※詳細につきましては別紙（令和3年度における再任用職員の勤務条件等）を参照ください。

- 常時勤務の場合は、一般の常時勤務職員と同じで、週5日、1日当たり7時間45分勤務です。休暇については、一般の常時勤務職員と同様です。

短時間勤務の場合は、週2日から週5日までのいずれか、1日6時間または7時間45分の勤務形態になります。休暇については、一般の常時勤務職員とほぼ同様ですが、年次有給休暇等は取得できる日数の上限が、勤務形態により異なります。

〈裏面に続きます〉

- 従事する職の職務に応じた給料月額が支給されます。昇給はありません。
※希望する職について、適用給料表で確認してください。(教諭：275, 900 円など)
支給されない手当等として、生活関連手当(扶養手当、住居手当)、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当、退職手当があります。その他の手当は、一般の常時勤務職員と同様です。
- 年金について、常時勤務の場合は、共済組合員となりますので、原則支給されません。短時間勤務の場合は、勤務形態に応じて支給されます。
- 服務については、一般の常時勤務職員と同じです。

【業務・勤務地等に関する確認事項】

- 職については、管理職の再任用の場合は、人事異動方針に示された登用の観点以外に、登用ポスト数(定数)や人材育成などの関係で、審査案内の別表にあるように、必ずしも、その職での再任用を約束するものではありません。また、主幹教諭及び指導教諭についても教諭として、また事務長及び総括主任は主幹として任用される場合もあります。
- 業務内容については、一般の教職員と同様、校長の校務分掌計画に従って勤務しますので、必ずしも希望どおりとならない場合があります。
- 勤務地については、第1希望から申込書に記載してもらい、基本的には通勤圏内の配置を考慮しますが、確約はできません。配置先については、人事異動での発表となります。

【その他の確認事項】

- 審査結果通知は、12月下旬を目途に、本人宛に送付します。その際、「任用する職」「勤務形態」「勤務地域」について明示します。同意の場合は同意書を、辞退の場合は辞退届を、指定された日(1月上旬予定)までに送付ください。
- 審査結果通知後、病気など、何らかの都合で1年間の勤務ができない状態になった場合は、教職員・福利課担当にご連絡ください。
- 再任用職員はあくまでも「新たな採用」ですので、一般の教職員と同じ条件のもとでの勤務となります。また、人事評価も行うこととなります。

※質問等がありましたら、記入してください。